

矢板市公共施設等総合管理計画（概要版）

平成 29 年 3 月

公共施設等総合管理計画とは

【目的】

公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少などにより公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画です。

【計画期間】

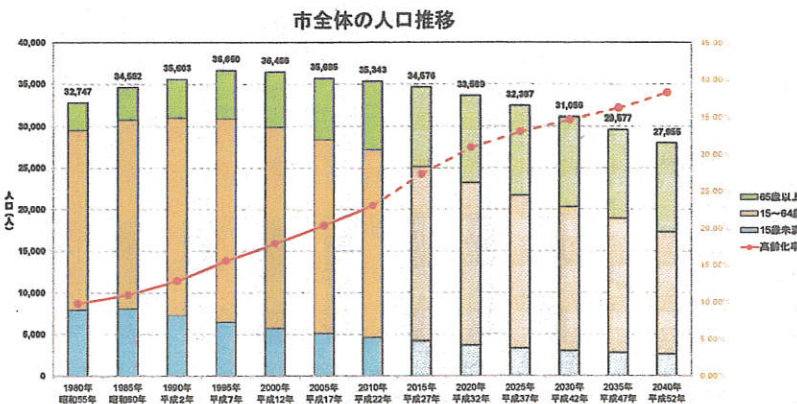
2017 年度(平成 29 年度)から 2046 年度(平成 58 年度)の 30 年間
 ※本市を取り巻く社会情勢や、国の施策等の推進状況等を踏まえて見直しを図り、計画の着実な達成を目指します。

【対象施設】

公共施設等総合管理計画において対象とする公共施設等は、市で所有する全ての公共施設およびインフラとし、車両や機械装置などを対象外とします。

現状と課題に関する基本認識

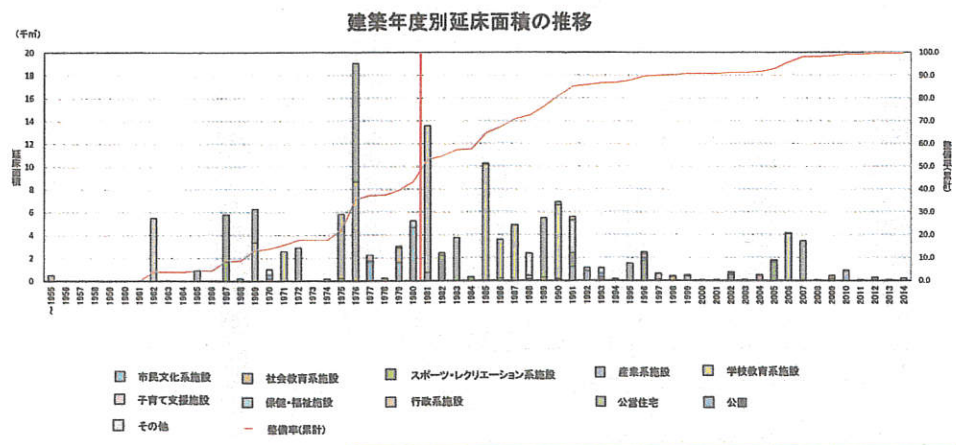
1. 高齢化の進行および人口構成の変化によるニーズの変化



矢板市はこれまでも人口減少が続き、平成 22 年現在で 35,343 人まで減少しています。今後もこの傾向は継続し、平成 52 年には 27,955 人まで減少することが見込まれます。これと同時に、急激な少子高齢化の進行も見込まれます。これらに伴う世代構成の変化により、子育て支援施設や学校教育施設では余剰が発生するなど、公共施設へのニーズの変化に対応する必要があります。

年少人口が減少し、高齢者が増加
 → 社会保障費増大や税収減少による財政力の低下、公共施設に対するニーズの変化

2. 公共施設の老朽化



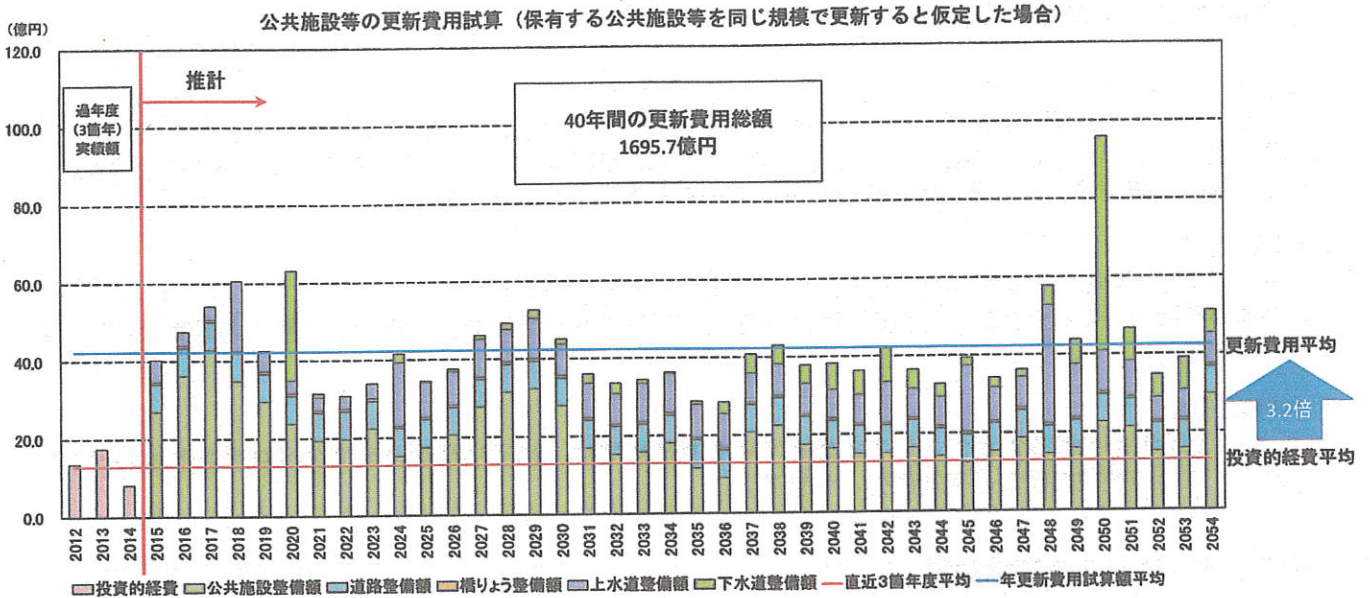
矢板市の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積でみると、1976年から1991年にかけて整備が集中しています。また、旧耐震基準が適用されていた時期である1980年度以前に整備された施設を大分類別に見ると、学校教育系施設や公営住宅が多くを占めます。

今後、建替えや大規模改修などの検討が必要な施設が集中

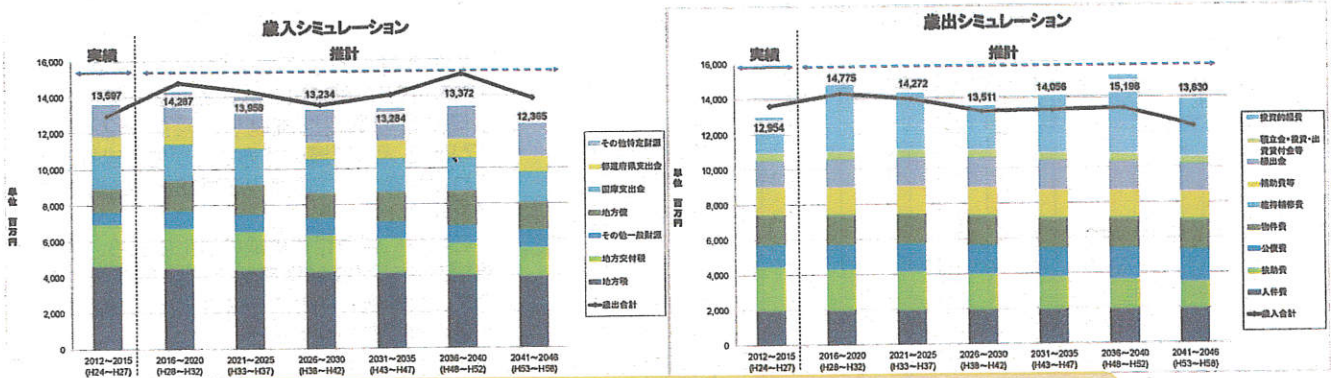
3. 公共施設等の更新需要の増大

現在本市が保有する公共施設とインフラの更新等費用を加えた公共施設等の今後 40 年間の更新等費用の総額は 1695.7 億円で、試算期間における平均費用は年間 42.3 億円となります。

過去 3 年間（平成 24 年度～平成 26 年度）の公共施設等にかけてきた投資的経費は、年平均 13.1 億円ですので、現状の 3.2 倍の費用がかかる試算となります。

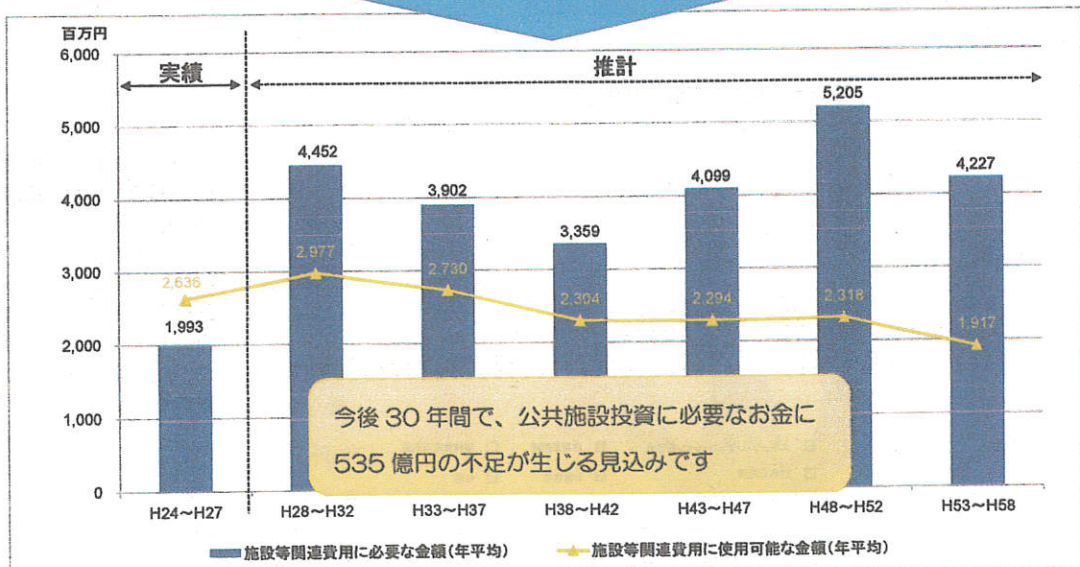


4. 公共施設にかけられる財源の限界



財政シミュレーションの結果、今後 30 年間で歳入が 12 億円程度落ち込み、歳出が 9 億円程度増加することが見込まれています。

これらの結果から



計画期間における市全体の縮減目標

これまでの結果から、矢板市では以下の縮減目標を設定しました。

- ① 新たな行政需要が生まれた場合であっても、既存施設の有効活用を図るものとし、原則として新規施設は建設しない。止むを得ず新設する場合は、同等の面積以上の施設を縮減する。
- ② 既存施設の更新（建替え）にあたっては行政サービスの必要水準（質）及び総量に着目し、既存施設を活用した複合施設を検討する。なお、建替え後の面積は、建替え前の面積を上回らない。
- ③ 将来の人口推計及び財政シミュレーションから、持続可能な行政運営ができる規模まで縮減する。公共施設保有総量を現状より約40%縮減することを当面の目標とする。
- ④ 公共施設マネジメントを一元管理する部署を設け、全庁的な観点から合理的な意思決定を行う。
- ⑤ 民間活力を活かした行政サービスの展開や収入増に向けた様々な取組みを続けるなど、地域経営を意識した施設運営を図る。
- ⑥ 本方針を基に、個別具体的な実施計画となる公共施設再編計画を策定する。
- ⑦ 本計画の縮減目標面積等を下回る公共施設再編計画となる場合は、後世への負担を軽減するための維持管理経費等相当分を基金として積み立てるものとする。

公共施設等の管理に関する基本的な方針（公共施設全体の最適化を目指して）

次の5つの基本方針と7つの実施方針を、公共施設等を管理していくうえでの基本的な考え方として掲げています。

1. 基本方針

① まちづくりと連動した公共施設管理の推進

第2次21世紀矢板市総合計画の目指すまちづくりの方針を見据え、各種計画と連携しながら、持続可能なまちづくりのため、拠点化の創出を検討します。

今後も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域や施設の特徴を考慮した公共施設等の更新、維持管理及び利活用を推進します。

② 施設保有量の最適化

全庁的な視点を持って、今後の財政状況や人口構造などに見合った適切な施設保有量の検討を行います。類似・重複した施設の集約化または複合化を進め、利用状況が低く、かつ老朽化した施設から縮減するなどして、施設保有量の最適化を図ります。また、必要とされる施設については、計画的に更新します。

③ 計画保全（予防保全）による長寿命化

都市インフラ施設（道路、橋りょう、上水道等）をはじめとした今後も継続して使用する公共施設については、不都合が生じてから修繕を行う従来の「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進します。

④ 市民ニーズに対応した施設の活用

人口構造や社会情勢の変化などによる市民ニーズの多様化、防災対応やユニバーサルデザイン化の推進、環境に配慮した取組など、時代の要請に対応するため、施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮した公共施設の有効活用を行います。

⑤ 民間活力を生かした取組の推進

「民間でできることは民間で」という考え方のもと、民間企業などが持っているノウハウを積極的に活用して、サービス水準を維持しながら、計画的、効率的な維持管理に努め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

2. 実施方針

① 統合や廃止の推進方針

市有施設の利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、統廃合ありきではなく、残すべき行政サービスの観点から、機能集約等を含めて検討するとともに複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。また、インフラ施設は、施設の安全管理に努め、更新年数の延長を図り、更新費用を縮減します。

② 長寿命化の実施方針

施設劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断（予防保全）を行うことで、施設の長寿命化を図ります。そのために保有施設等の耐用年数到来年度（更新対応時期）を把握し、他施設と複合化することが可能な施設については必要な長寿命化を実施していきます。なお、施設によって既に個別計画が策定されている場合、個別の計画内容に基づく長寿命化を図ります。

③ 点検・診断等の実施方針

法定定期点検に加え、日常の点検を定期的に変更するとともに、マニュアルを作成し、適切な点検・診断を行います。また、点検・診断等の実施結果を情報として蓄積し、点検・診断等の実施状況を全庁的に共有します。

④ 安全確保の実施方針

点検・診断の結果、危険性が高いと判断された保有施設については、リスク評価を行い、危険の除去により安全の確保を行います。老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない市有施設等については、取壊し等を視野に入れ、安全確保を図ります。

⑤ 耐震化の実施方針

特定既存耐震不適格建築物については、随時耐震診断を実施のうえ、耐震補強を実施します。耐震診断実施に際しては、災害避難拠点であるかを勘案したうえで、耐震化の優先順位を決定します。

⑥ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

保有施設等の計画的な点検や劣化診断を通じた維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化を図ります。また、施設の重要度（利用状況、拠点機能の位置づけの有無等）や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修・更新します。

また、維持管理を行っていくための財源を捻出するため、受益者負担の見直しを行っていきます。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本方針を全庁的な取組とするために、関連部署と連携を図りながら保有施設の適正な配置を検討します。

また、その後の計画の進捗状況についても、一元的に管理する体制とします。

保有施設に関する情報は、固定資産台帳や公会計管理台帳などと併せて管理する体制とします。保有施設の利用状況などについて、各施設所管課により適切にデータ等の登録を行い、保有施設の現状を把握できる状態とします。

職員一人ひとりが経営感覚を持って、全体の最適化を意識した保有施設マネジメントを行うため、研修会などを実施していきます。

編集・発行

矢板市

URL : <http://www.city.yaita.tochigi.jp/>

〒329-2192

栃木県矢板市本町5番4号

TEL : 0287-43-1111 (代表)

FAX : 0287-43-2292 (代表)



矢板市キャラクター
「ともなりくん」